



《会計・税務の知識》 個人の外貨建取引の課税

2009年は円相場の変動が急激でしたが、円が急騰したタイミングで海外投資を積極的に進められた方も多いのではないのでしょうか。

今回は外貨建取引を行っている場合に、どのような換算方法により所得金額が計算されるかをみてみましょう。

1. 外貨建取引の意義

所得税法で規定する外貨建取引とは、外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入、その他の取引をいいます。

2. 外貨建取引の円換算（原則）

外貨建取引を行った場合の円換算は、原則として取引日における対顧客直物電信売相場（電信売相場）と対顧客直物電信買相場（電信買相場）の仲値（電信売買相場の仲値）により行います。

3. 外貨建取引の円換算（例外：不動産所得等）

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（以下「不動産所得等」）を生ずべき業務における所得金額の計算においては、継続適用を条件として、次の円換算によることができます。

売上その他の収入又は資産	取引日の電信買相場
仕入その他の経費又は負債	取引日の電信売相場

また、不動産所得等の所得金額の計算においては、継続適用を条件として、外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の電信買相場又は電信売相場を使用することができます。

基準日を設ける方法	基準期間を設ける方法
取引日の属する月もしくは週の前月もしくは前週の末日又は当月もしくは当週の初日の電信買相場もしくは電信売相場又はこれらの日における電信売買相場の仲値	取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

さらに、国外において不動産所得等を生ずべき業務を行う個人で、当該業務に係る損益計算書又は収支内訳書を外国通貨表示により作成している者については、継続適用を条件として、その業務に係る損益計算書又は収支内訳書の項目（前受金等の収益性

負債の収益化額及び減価償却資産等の費用性資産の費用化額を除く。）のすべてを当該年の年末における為替相場により換算することができます。

この円換算に当たっては、継続適用を条件として、収入金額及び必要経費の換算につき、その年においてその業務を行っていた期間内における電信売買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値を使用することも認められています。

4. その他の例外

その他の例外として、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得しもしくは発生させる場合の資産、または外国通貨による借入金にかかる外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができます。

したがって、譲渡所得を計算する場合においても、譲渡代金として受領した外国通貨をその受領をした都度直ちに売却して本邦通貨を受け入れている場合は、電信買相場により円換算した金額を譲渡価額とし、また、本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産の取得費用や譲渡費用の支払いに充てている場合には、電信売相場により円換算した金額を取得価額及び譲渡費用とすることができるとされています（国税庁ホームページ：質疑応答事例）。

また、例えば外国株式等を外貨建てで譲渡した場合に、譲渡により生じた所得のうち、外国株式の保有期間の為替相場の変動や、電信買相場と電信売相場との相違による損益が生じることがありますが、外国株式等の譲渡対価の円換算額相当額が、株式等の譲渡に係る収入金額として取り扱われることとなるため、為替相場の変動により生じた為替差損益は雑所得として区分する必要はありません。

5. まとめ

トヨタ自動車は1円円高米ドル安になると、300億円営業利益が吹き飛ぶといわれます。外貨建て取引を行う個人の方にとっても、為替相場の変動が所得計算に及ぼす影響は無視できません。例外的な取り扱いも考慮し、有利な所得計算を行ってください。